

釧路地域4市町合併協議会

行財政小委員会

第5回会議資料

日 時 平成16年11月2日(火) 午後1時30分

場 所 釧路市交流プラザさいわい 6階大会議室

会 議 次 第

1 協議事項

- (1) 合併協定項目案について
第4回小委員会配布資料再掲
- (2) 地域審議会等の取扱いについて
第3回小委員会配布資料(第4回小委員会にて根拠条項修正済)再掲
- (3) 議会議員の取扱いについて
第3回小委員会配布資料再掲
- (4) 新市建設計画(素案)第6章財政計画(案)について

2 次回開催日程

3 その他

1 協議事項

(1) 合併協定項目案について

第4回小委員会提案資料再掲

7月7日の全体会議で承認された「合併協定項目一覧」に従い、4市町の調整方針の内容を盛り込んだ合併協定項目案について検討を行います。

各小委員会ではそれぞれに担任する調整項目を含む協定項目について、別紙4の「協定書整理案」により、合併協定項目案の文案を検討いただくもので、「協定書整理案」には『合併協定項目(案)』及び『調整方針要約一覧』を掲載しています。

ア 『合併協定項目(案)』について

『調整方針要約一覧』に掲載されている4市町の調整方針の内容をもとに、住民に深く関わる項目を中心に『合併協定項目(案)』としてまとめています。

イ 『調整方針要約一覧』について

『調整方針要約一覧』は、これまで協議されてきた4市町の調整方針を該当する合併協定項目ごとに分類して、内容を要約したものです。

また、「取扱い区分」欄は、“新市でどのような対応になるのかを”分りやすく示すことができるよう、次の区分をしています。

取扱い区分表

取扱い区分	内容
「現行のまま新市に引き継ぐもの」	合併にあたっての対応がなく、現行が引き継がれる場合 (名称のみ変更となる施設、特定地域に残す制度や事業など)
「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」 及び「市(町)の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」	現行の制度や事業を新市全体に適用する場合
「新市において廃止するもの」	現行の制度や事業を合併にあたって廃止する場合
「新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの」	新市全体に適用するか否かを合併後に検討する場合 (経過措置や調整猶予を設けていても新市全体への適用を決めているものは除く)

『調整方針要約一覧』に係るその他注釈事項

- ひとつの調整項目で内容が多岐にわたる場合は、複数の「取扱い区分」に分割して掲載しています。
- 小委員会が担任する調整項目については、「合併協議会項目番号」欄を網掛け表示しています。
- 「調整を必要とする事項」欄は、調整の方向がよく分るよう調整方針の内容や補完する事項を要約して掲載しています。
- 『合併協定項目(案)』に盛り込む内容については、「事業や施設等の名称」及び「調整を必要とする事項」欄に下線で表示しています。

ウ 小委員会で検討いただく事項

『調整方針要約一覧』の「調整を必要とする事項」欄の記述内容の確認について

『合併協定項目(案)』に盛り込む「取扱い区分」ごとの内容について(案の段階では先行調整項目を必須としています)

その他検討が必要な事項

(2) 地域審議会等の取扱いについて

第3回小委員会配布資料(第4回小委員会にて根拠条項修正済)再掲

第1案

新市においては、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会に代え、阿寒町、白糠町及び音別町の各区域毎に地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関としての協議会を設置する。

- 1 協議会の設置に関することは、別に協議をする。

(参考) 地方自治法 抜粋

(委員会・委員の設置)

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規定を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関に附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調定、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第2案

新市においては、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を阿寒町、白糠町及び音別町の各区域毎に設置する。

- 1 地域審議会の設置に関することは、別に協議をする。

(参考) 市町村の合併の特例に関する法律 抜粋

(地域審議会)

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。

2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

第3案

新市においては、市町村の合併の特例に関する法律第5条の5の規定に基づく地域自治区を阿寒町、白糠町及び音別町の各区域毎に設置する。

- 1 地域自治区の事務所は総合行政センターに置くこととする。
- 2 地域協議会の設置に関することは、別に協議をする。

(参考) 市町村の合併の特例に関する法律 抜粋

(地域自治区の設置)

第5条の5 市町村は、市町村長の合併に際しては、地方自治法第202条の4第1項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域とする同項に規定する地域自治区(以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。)を設けることができる。

2 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地方自治法第202条の4から第202条の8までの規定により条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第1項及び第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

(3) 議会議員の取扱いについて

第3回小委員会配布資料再掲

議会議員の取扱いについて

通番	大項目	4市町協議		専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針	調整内容		
	小項目				
	細項目				
1	04 議会	再編	<p>1 議員定数については、「在任特例」を採用することとする。</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年6ヶ月(平成19年4月30日まで)引き続き新市の議会議員として在任する。</p> <p>その後の一般選挙における議員定数については、38人(法定数)とする。</p> <p>2 常任委員会の設置については、議員による調整機関を設置の上、合併時まで調整する。</p>	議会事務局	06
	01 議会の状況	合併時			
	01 組織・機構				
	01 議員定数・任期・常任委員会の状況				
2	04 議会	統合 (一本化)	<p>1 報酬額</p> <p>2 費用弁償 釧路市の制度(5千円/回)と併せ、新市の旅費規程に準じて交通費の支給をする。</p>	議会事務局	06
	01 議会の状況	合併時			
	03 報酬等				
	01 議員の報酬等				
3	04 議会	統合 (一本化)	<p>1 政務調査費 釧路市の制度(60千円/月(720千円/年))に一本化する。</p> <p>2 国際交流促進議員連盟 在任特例期間中は凍結する。</p>	議会事務局	06
	01 議会の状況	合併時			
	03 報酬等				
	03 議会活動費への交付金等				

(4) 新市建設計画(素案)第6章財政計画(案)について

第4回小委員会配布資料参照

2 次回開催日程

(1) 日 時 _____

(2) 場 所 _____

3 その他